



○長野県告示第491号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示し、当該設置許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書を縦覧に供する。

平成14年9月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

株式会社六協

長野県諏訪郡下諏訪町5259番地

代表取締役 河西憲昭

- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

長野県諏訪郡下諏訪町2267番地1

- 3 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物焼却施設

- 4 産業廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類

木くず、紙くず及び繊維くず（特定有害産業廃棄物であるものを除く。）並びに廃プラスチック類及びゴムくず（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- 5 申請年月日

平成14年9月17日

- 6 縦覧の場所

長野県生活環境部廃棄物対策課及び長野県諏訪保健所環境衛生課

- 7 縦覧の期間

平成14年9月24日（火）から平成14年10月24日（木）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで

- 8 意見書の提出

法第15条第6項の規定により、本件申請に係る産業廃棄物処理施設に関し利害関係を有する者は、次により知事あてに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の提出期間

平成14年9月24日(火)から平成14年11月7日(木)まで

(2) 意見書の提出先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692番地2 長野県庁内

生活環境部廃棄物対策課 産業廃棄物係

(3) 意見書の記載事項

ア 意見書の提出の対象である申請書の名称(「株式会社六協に係る産業廃棄物処理施設設置許可申請書」と記載するものとする。)

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

ウ 施設設置に関する具体的な利害関係

エ 申請書についての生活環境の保全上の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。)

廃棄物対策課

○長野県告示第492号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成14年9月24日

長野県知事 田中康夫

1 解除に係る保安林の所在場所

小県郡長門町大字大門字大門山352の1(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林保全課及び小県郡長門町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

○長野県告示第493号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年10月9日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年9月24日

長野県知事 田中康夫

1(1) 路線名 穂高松本塙尻自転車道線

(2) 供用を開始する区間

松本市大字島内9862番の2地先から

松本市大字島内7272番の6地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年9月26日

2(1) 路線名 穂高松本塙尻自転車道線

(2) 供用を開始する区間

松本市大字笛賀16074番地先から

松本市大字笛賀16074番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年9月26日

3(1) 路線名 穂高松本塙尻自転車道線

(2) 供用を開始する区間

松本市大字笛賀16074番地先から

松本市大字笛賀4036番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年9月26日

4(1) 路線名 穂高松本塙尻自転車道線

(2) 供用を開始する区間

松本市大字笛賀15565番地先から

松本市大字笛賀15565番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年9月26日

道路維持課

○長野県告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年10月9日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年9月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 穂高松本塩尻自転車道線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市大字島内9862番の2地先から 松本市大字島内9866番の2地先まで	旧	m 5.4~17.4	km 0.0810
松本市大字島内9862番の2地先から 松本市大字島内7272番の6地先まで	新	m 3.0~10.2	km 0.5511

道路維持課

○長野県告示第495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から平成14年10月9日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年9月24日

長野県知事 田中康夫

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 穂高松本塩尻自転車道線

(3) 道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
松本市大字笹賀16074番地先から		m km
松本市大字笹賀16074番地先まで	3.2~3.2	0.0286

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 穂高松本塩尻自転車道線

(3) 道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
松本市大字笹賀16074番地先から		m km
松本市大字笹賀4036番の1地先まで	7.2~8.9	0.3027

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 穂高松本塩尻自転車道線

(3) 道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
松本市大字笹賀15565番地先から		m km
松本市大字笹賀15565番地先まで	8.0~9.2	0.1515

道路維持課

○長野県告示第496号

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の7第2項の規定により、自転車歩行者専用道路を次のとおり指定する。

その関係図面は、告示の日から平成14年10月9日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年9月24日

長野県知事 田中康夫

1 路線名 穂高松本塩尻自転車道線

2 指定する区間

(1) 松本市大字島内9862番の2地先から

松本市大字島内7272番の6地先まで

(2) 松本市大字笛賀16074番地先から

松本市大字笛賀16074番地先まで

(3) 松本市大字笛賀16074番地先から

松本市大字笛賀4036番の1地先まで

(4) 松本市大字笛賀15565番地先から

松本市大字笛賀15565番地先まで

3 指定する期日 平成14年9月26日

道路維持課

○長野県長野地方事務所告示第10号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成14年9月9日、次のとおり売りさばき人の住所変更の届出があった。

平成14年9月24日

長野県長野地方事務所長 会津佳伸

名 称 財団法人長野県自動車標板協会

新 住 所 長野市大字西和田字八幡川北427-4

旧 住 所 長野市大字西和田字八幡川北431-1

会計局